

自動車税の広報に関するアンケートの実施報告について

税務政策室が実施した自動車税の広報に関するアンケートについて、次のとおり実施結果をまとめましたので報告します。今回のアンケート結果や皆様からいただきましたご意見・ご提案については、今後の自動車税を含む県税に係る広報内容・手法へ活用させていただきます。

ご回答いただきました e - モニターの皆様には改めてお礼を申し上げます。

1 アンケート実施期間

平成20年6月4日(水)から6月18日(水)まで

2 意見募集の結果

対象者 1,147人

回答者 857人

回収率 74%

質問内容と集計結果の詳細については下記アドレスをご覧ください。

<http://www.e-kocho.pref.mie.jp/monitor/?a=top:enquete&i=1>

3 アンケート結果

Q1について

コンビニで自動車税を納付することができることを知っていた方は624人(73%)、知らなかった方もしくは今回のアンケートで初めて知った方は229人(27%)でした。

Q2について

コンビニで自動車税を納付することができることを知った広報媒体としては、「納税通知書(316人)」「納税通知書封筒の表書き(218人)」「納税通知書同封のお知らせ(198人)」が合わせて732人と納税者の皆様に実際に送付された納税通知書からが最も多く、以下、県の総合広報媒体である「県政だよりみえ」からが124人、家族や友人からが114人、ラジオCMからが65人、新聞記事からが56人となっています。

また、選択項目以外の回答としては、仕事の関係(3人)や昨年度の e - モニターアンケートから(4人)というものがありません。

Q3について

最も印象に残った広報媒体は、「納税通知書(199人)」「納税通知書封筒の表書き(110人)」「納税通知書同封のお知らせ(95人)」が合わせて404人と、Q2に引き続き納税者の皆様に実際に送付された納税通知書関係が最も多い結果となりました。

以下、家族や友人からの口伝えが76人、「県政だよりみえ」が51人、ラジオCMが47人、新聞記事からが22人となっています。

Q4について

自動車税をお納めいただいた場所は、金融機関でという方が424人と最も多く、次いでコンビニ(161人)、郵便局・ゆうちょ銀行(123人)となっています。

Q5について

納税通知書の右端部分は自動車税納税証明書(継続検査用)となっており車検時に必要となりますが、このことを知っているとお答えいただいた方は761人、自動車を持っているが知らなかった63人、自動車を持っていないので知らなかった30人となっています。

Q6について

自動車税や県税事務所について多くのご意見をいただきありがとうございました。主な意見とそれに対する県の意見・考え方は次のとおりです。

(1) 自動車税の用途を知りたい。

また、納期内における納税状況はどのようになっているのか。

自動車税は目的税(用途が特定されている税金)ではありませんので、県のあらゆる事業の経費に充てられており、平成20年度当初予算においては、歳入予算約7,234億円のうち自動車税収入は約294億円を見込んでいます。平成20年度予算等の詳細については、県ホームページ(<http://www.pref.mie.jp/YOSAN/oshirase/sainyu.htm>)の「平成20年度当初予算の概要」をご覧ください。

また、平成20年度自動車税の納期内における納税率は過去最高の74.6%となり、昨年度から0.2ポイントアップとなりました。これは、休日や夜間にも利用できるコンビニ納付導入の効果であると考えています。

(2) 年式が古いという理由で税額が上がるのは納得できない。

また、重課について納税通知書等に記載したりするなど情報提供を充実してほしい。

自動車税において、環境負荷の小さい自動車に対する軽減措置と環境負荷の大きい自動車に対する重課を行う「自動車税のグリーン化税制」が平成13年度(軽減・重課の開始時期は平成14年度)に導入されました。

通常の税率より安くなる軽減については、低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車)と低排出ガス車(低燃費車でないものを除く)を対象に、その排出ガス性能に応じて軽減を行うこととされました。

通常の税率より約10%高くなる重課は、個々の自動車についてその排出ガス性能を測定することは困難であることから、一定の外形的基準を設定しています。具体的には、製

造時の排ガス性能が当時の排出ガス規制値の2倍以上悪かった車を基準としつつ、ものを大切に作る観点や早期廃車による環境負荷にも配慮し、ディーゼル車については新車新規登録後11年（普通貨物車の平均使用年数10.6年を参考に決定）を経過したもの、ガソリン車については新車新規登録後13年を経過したものについて、それぞれ標準税率の10%の重課を行うというものです。

こうした基準に依った理由として、自動車の使用頻度はさまざまであることから、年数経過による触媒性能の悪化よりも製造時の絶対的な排出ガス性能に着目すべきであること、さらに、絶対的に排出ガス性能の悪いディーゼル車をガソリン車と同様に扱うことは適当でないことが挙げられます。

この「自動車税のグリーン化税制」の制度は、自動車税という多くの国民に身近な税において環境に配慮した仕組みを導入することで、国民の環境問題に対する意識を高める効果を期待して国において全国一律に実施されておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、重課等に関する情報については、県ホームページ

(<http://www.pref.mie.jp/ZEIMU/hp/index.htm>)

に掲載するとともに、重課・軽課に関するお知らせを自動車税納税通知書に同封するなど周知を図っています。

(3) 自動車税以外の県税にもコンビニ納付を導入してほしい。

また、コンビニ納付を軽自動車税にも拡大してほしい。

現在、コンビニ納付を自動車税に限定している理由は、コンビニ納付導入を可能とする次の3条件を満たすのが自動車税のみであることからです。

当該税金が納税通知書を発送する形式であること（事前にバーコードを印字する必要があるため）

コンビニエンスストアにおける1件あたりの取扱上限金額である30万円を超えない税額であること（コンビニエンス側からの要請による）

納税者が多く、県民の利便性の向上に効果のある税目であること（コンビニ納付には一定のコストがかかっているため）

また、コンビニ納付を軽自動車税へ拡大することについては、軽自動車税が市町税であることから、コンビニ納付を導入するか否かの判断は当該市町が行うものであり、県が一律に導入を進めることはできません。

(4) 自動車税納税証明書を紛失したときはどうしたらよいのか。
また、納税証明書のインターネット発行はできないか。

継続検査用の自動車税納税証明書を紛失した場合は、最寄りの県税事務所で再交付ができます(交付手数料は無料です)。詳細は、自動車税納税証明書の交付に関する県ホームページ

(<http://www.pref.mie.jp/ZIZEI/HP/syoumei.html>) をご覧ください。

また、納税証明書のインターネット発行については、

インターネット上に個人情報を接続することとなるため個人情報漏えいの危険性があり、

納税証明書には証明者の印影が必要なことからご家庭のプリンタから汎用用紙(コピー用紙など) に印刷することができない

の理由により、インターネットでの発行はできないものと考えています。

(5) クレジットカード払いやオンライン決済(We b 決済)、口座振替を導入してほしい。

クレジットカードを利用した納付方法の導入は、納税者の利便性向上を通じて地方税徴収率を向上させるための有効な手法のひとつと考えています。

しかし現状では、納税者がクレジットカードにより地方税を納付することは、クレジットカード会社からの立替払いという方式となるから、クレジットカード会社から三重県に当該地方税の納付金額が納付されるまで納税証明書が発行できず、また、クレジットカード会社に支払う手数料として税額の 1 % 程度のコストがかかってしまう等の問題があります。

こうしたことから、導入については、全国の様態等を注視しながら、関係部局と協議・検討していきたいと考えています。

なお、自動車税、不動産取得税、個人事業税については、パソコンや A T M を利用した納付(ペイジー (Pay-easy)) が可能となっています。

口座振替による納税については、すでに自動車税および個人事業税に係る銀行等での口座振替、郵便局での自動払込を実施しています。

ペイジー、口座振替の詳細については、県ホームページ「くらしと県税」
(<http://www.pref.mie.jp/ZEIMU/hp/index.htm>) をご覧ください。

(6) 自動車税の税額算定根拠を知りたい。

自動車税の税率については、地方税法第 1 4 7 条において、「自動車税の標準税率は次の各号に定める自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。」と規定されており、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税額が定められています。

(7) 自動車税の納期をボーナス支給後としたり、分割での納付はできないか。

自動車税の納期については、地方税法 1 4 9 条「自動車税の納期は、5 月中において、当該道府県の条例において定める。」を受けて、三重県県税条例第 1 2 8 条第 1 項において、「自動車税の納期は、5 月 1 日から 5 月 3 1 日までとする。」と定めております。

地方税法の規定を超えて、三重県が独自に 5 月以降の納期を定めることはできませんので、ご理解いただきますようお願いします。

また、自動車税の分割納付についても、地方税法において個人事業税や固定資産税のような複数の納期が規定されていないことから、納期限である 5 月 3 1 日までに一括して全額を納めていただくこととし、分割納付は認められておりませんので、ご理解いただきますようお願いします。

(8) コンビニ納付の場合、プライバシーの観点から不安があるが、どのような対策を行っているのか。また、不慣れな店員が事務処理を間違えないようにどのような対策を行っているのか。

個人情報保護の観点から、コンビニエンスストア各店舗および本部が保有する控えには、事務処理に最低限必要な納税者の氏名、登録番号および金額が記載されているのみで、これ以外の住所等の個人情報は記載していません。

また、コンビニエンスストア各店舗では、読みとったバーコード情報に基づきその金額を収納することとしており、定型的な業務とすることで間違いを少なくするようにするとともに、各コンビニエンスストア会社が加盟する社団法人日本フランチャイズチェーン協会でも統一的に定められている納付書の仕様、バーコードの仕様に関するルールに従った納付書等を使用することで事務処理誤りの防止に努めています。

(9) 自動車税の未納対策はどのようなものか。また、未納者への罰則を強化すべきではないか。

滞納者に対しては、財産を調査の上、預金や売掛金などの債権の他、不動産、自動車などを差し押しています。さらに、平成17年10月からインターネット公売を導入し、差し押えた物件(自動車・バッグ・時計等の動産や土地・家屋など)をインターネット上で売却し、その代金を滞納している税金に充てています。

納期限内に納入していただいた方との公平・公正さを保つ観点からも、今後も引き続き滞納者に対しては厳正な対応をまいります。

(10) ペイジーや口座振替で自動車税を納付した場合において、納税証明書が送付される時期がわからない。また、納税証明書が車検時に必要なことをもっとPRしてほしい。

ペイジー、口座振替で自動車税を納付(納期限までに完納となった場合に限り)いただいた場合の自動車税納税証明書の三重県からの発送は、納期限(今年度は6月2日)後10日以内とさせていただきます。これは、金融機関からの納付情報を確認し、納税証明書を印刷するためには10日程度の日数を要するためです。ペイジーについては、お支払いを確認する毎に個別に納税証明書を発送する方法もありますが、費用等を考慮し、納期限後10日以内に一括して発送することとしていますのでご理解いただきますようお願いいたします。

また、自動車税納税証明書が車検時に必要であるということは、自動車税納税通知書に添付している自動車税納税証明書や、ペイジー、口座振替の場合に県からお送りする納税証明書に記載するとともに、県内自動車販売店やコンビニエンスストア等で貼り出される自動車税納期納付をPRするポスターにも記載し、納税者のみなさまにお知らせしています。

(11) 納税証明書のサイズ・字の大きさが小さくなり、また、納税証明書(と通知書の間)のミシン目がなくなって切り取り難くなり不便になった。
納税通知書は見開きハガキタイプにならないか。こちらの方がコストは安くなると思うがどうか。

各コンビニエンスストア会社が加盟する社団法人日本フランチャイズチェーン協会では、事務処理誤りを防止するため納付書の仕様に関する標準ルールを定めており、その中で「納税証明書の切離しミシン目は入れないこと。」となっています。

また、納付書(納税通知書の左2片)の仕様は、パソコン、ATM等で納付できるようにするため、マルチメントネットワーク標準帳票ガイドラインに基づいて作成しています。ガイドラインでは、納付書の仕様が細かく指定されているため、納税通知書、納税証明書のサイズ、文字の大きさも制約を受けてしまいハガキサイズに変更することができません。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

(12) 自動車税納付後に廃車した場合、納付した自動車税は還付されるのか。

自動車税を1年分納付いただいた後に廃車された場合は、自動車税を月単位で再計算し、超過額があればお返しします。なお、廃車にしても運輸支局での抹消登録手続きが完了されていなければ廃車となりませんのでご注意ください。